

地震発生による通電火災の対策を！ 地震の時、自動で電気を遮断できる 感震ブレーカー設置費用を補助します！

地震による停電が復旧した際に発生する電気火災を防ぐには、地震発生後に電気を遮断することが重要です。

『感震ブレーカー』は、地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

愛南町では、地震により電気火災を防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、感震ブレーカーの購入・設置に対する補助金を新設しました。

感震ブレーカーの種類	分電盤タイプ(内蔵型) 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じ、ブレーカーを切って電気を遮断します。 費用:約5~8万円(標準的なもの) ※電気工事が必要	分電盤タイプ(後付型) 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感じ、ブレーカーを切って電気を遮断します。 ※震度ブレーカーが設置されている場合に設置可能 費用:約2万円 ※電気工事が必要
感震ブレーカーの種類	コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じ、コンセントから電気を遮断します。 (埋込型) 壁面などに取り付けて使うもの ※電気工事が必要	簡易タイプ ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。 おもり玉式 パネ式
補助対象者	・愛南町内に住所を有し、現に居住している方 ・ <u>単年度で1世帯につき1回を限度</u> とします。 ※年度に1回申請できるので、翌年度に改めて申請が可能です。 ※町税等を滞納している場合は、補助対象外となります。	
補助対象経費	・補助対象者が、自宅の感震ブレーカーの購入・設置に要する費用 ※感震ブレーカーの購入先は、特に限定しません。	
補助金額	・補助対象経費以内の額とし、 <u>15,000円を上限(100円未満の端数切捨て)</u> とします。	
申請先	・本庁総務課、各支所又は愛南町消防本部防災対策課へお申込みください。	
申請方法及び必要書類	・申請方法及び必要書類につきましては、裏面をご確認ください。	
お問い合わせ先	・事業についての詳細や質問等は愛南町消防本部防災対策課(TEL72-0131)までお問い合わせください。	

※1 感震ブレーカーを購入・設置後に補助金交付申請（請求）可能です。

※2 行政区でまとめて感震ブレーカーを購入・設置後に、行政区の代表者が補助金交付申請（請求）することも可能です。

※3 感震ブレーカー購入・設置のほかに、別途、家具転倒防止等器具購入及び設置に係る補助金交付申請（請求）も可能です。

愛南町家具転倒防止等対策費補助金 (感震ブレーカー購入・設置) 申請の流れ

①感震ブレーカー購入・設置

感震ブレーカーを購入・設置したら、次の書類を購入先からもらってください。
 購入・設置した感震ブレーカーの内訳が確認できる領収書



②補助金交付申請及び請求

感震ブレーカー購入・設置後、速やかに、次の書類を作成の上、本庁総務課、各支所又は愛南町消防本部防災対策課へ提出してください。

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※持家以外（借家、アパート及び町営住宅等）の壁などに穴をあけて感震ブレーカーを設置する場合は、所有者又は管理者の承諾が必要です。

町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号） ※申請者本人が申請する場合

同意書（様式第3号） ※行政区の代表者が申請する場合のみ

愛南町家具転倒防止等対策器具等購入一覧表（様式第4号） ※行政区の代表者が申請する場合のみ

購入・設置した感震ブレーカーの内訳が確認できる領収書（写）

購入・設置した感震ブレーカーの写真



③申請内容審査



④承認（補助金交付）

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付決定書

④不適当（申請却下）

愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請却下決定通知書



⑤補助金振込